

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の

一部の施行期日を定める政令案要綱

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律附則第

一条ただし書に規定する規定の施行期日を平成十七年五月二十五日とすること。